

附属書八―C 自然人の商用目的での移動に関する了解

入国及び一時的な滞在に関連する手続上の約束

1 両締約国は、この協定におけるそれぞれの約束に基づく入国及び一時的な滞在のための申請の処理が行
政上の良い慣行に従って行われることを確保すべきである。この目的のため、

(a) 両締約国は、権限のある当局が入国及び一時的な滞在のための申請の処理について徴収する手数料
が、この協定に基づく物品若しくはサービスの貿易又は設立若しくは運営を不当に妨げ、又は遅らせな
いことを確保する。

(b) 短期の訪問者の商用目的での入国及び一時的な滞在の許可を申請するために申請者に要求される文書
については、収集される目的に応じたものとすべきである。ただし、権限のある当局の裁量に従うこと
を条件とする。

(c) 入国及び一時的な滞在の許可のための不備のない申請については、できる限り速やかに処理する。

(d) 締約国の権限のある当局は、申請者からの妥当な要請に応じて、申請の処理状況に関する情報を不当

に遅滞することなく提供するよう努める。

(e) 締約国の権限のある当局は、申請を処理するために申請者から追加の情報を得る必要がある場合には、不当に遅滞することなく、必要とされる追加の情報を当該申請者に通知するよう努める。

(f) 締約国の権限のある当局は、申請の結果をその決定を行った後直ちに申請者に通知する。締約国の権限のある当局は、申請を承認する場合には、滞在期間その他の関連する条件を申請者に通知する。締約国の権限のある当局は、申請を拒否する場合には、要請に応じ、又は自己の発意により、利用可能なあらゆる審査又は上訴の手續に関する情報を申請者が入手可能なものとする。

(g) 両締約国は、電子的な手段により申請を受理し、処理するよう努める。

企業内転勤者及びその家族に適用される手續上の追加的な約束（注）

注 2、5及び6の規定は、企業内転勤の枠組みにおける第三国の国民の入国及び居住の条件に関する二千十四年五月十五日の欧州議会及び閣僚理事会の指令第二〇一四・六六・EU号（以下この附属書において「ICT指令」という。）が適用されない欧州連合構成国については、適用しない。

2 欧州連合の権限のある当局は、関係法令に基づく通知のための手續に従い、できる限り速やかに、遅く

とも不備のない申請が提出された日から九十日以内に、企業内転勤者の入国及び一時的な滞在又はその更新の申請に関する決定を行い、その決定を書面により申請者に通知する。

3 日本国の権限のある当局は、実行可能な範囲内で、不備のない申請が提出された後又は該当する場合に4に定義する入国査証を求める申請に先立つ入国及び一時的な滞在に関連する申請（不備のないものに限る。）が提出された後九十日を超えない期間内に、企業内転勤者の入国査証又は滞在期間の延長許可の申請に関する決定を行い、その決定を書面により申請者に通知する。日本国の権限のある当局は、当該決定を九十日以内に行うことが実行可能でない場合には、その後の合理的な期間内に当該決定を行うよう努める。

4 この附属書の規定の適用上、「入国査証を求める申請に先立つ入国及び一時的な滞在に関連する申請」とは、在留資格認定証明書を求める申請をいう。在留資格認定証明書が発給される日から申請者が入国査証を求める日までの期間は、3に定める九十日を超えない期間には含まれない。

5 権限のある当局は、申請のための情報又は書類に不備がある場合には、必要とされる追加の情報を合理的な期間内に申請者に通知し、及び当該情報を提供する合理的な期限を定めるよう努める。2及び3に定

める期間については、権限のある当局が当該情報を受領するまで停止する。

6 欧州連合は、次のことを行う。

(a) 欧州連合への企業内転勤者である日本国の国民の家族に対し、ICT指令第十九条の規定に従って企業内転勤者の家族に与えられる権利を与えること。

(b) 欧州連合への企業内転勤者である日本国の国民に対し、ICT指令に従って欧州連合内での移動の権利を与えること。

送還及び再入国に関する協力

7 両締約国は、1から6までの規定によって促進された自然人の移動により、締約国の入国及び一時的な滞在に関する規則に違反して当該締約国に滞在する自然人の送還及び再入国に関する十分な協力が必要とされることを認識する。